

資料3-1

愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新等について(平成30年10月29日現在)

5 「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名

医療圏	広域2次救急医療圏名	初期救急医療体制		第2次救急医療体制			第3次救急医療体制
		休日夜間診療所	在宅当番制	病院群輪番制 参加病院	搬送協力医療機関		
					病 院	有床診療所	
尾張西部	尾張西北部F 一宮市 稲沢市	一宮市休日・夜間急病診療所 稲沢市医師会休日急病診療所 一宮市口腔衛生センター	稲沢市医師会	はるひ呼吸器病院 済衆館病院 木曾川市民病院 泰玄会病院 尾西記念病院 一宮西病院 稲沢市民病院 厚生連稲沢厚生病院	はるひ呼吸器病院 五条川リハビリ テーション病院 山下病院 千秋病院 六輪病院		一宮市民病院 総合大雄会病院

平成30年7月1日現在

7 「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名

○総合周産期母子医療センター(最重篤な場合)

- ・ 第一赤十字病院
- ・ 厚生連安城更生病院
- ・ 豊橋市民病院
- ・ 第二赤十字病院
- ・ 名大附属病院
- ・ 名市大病院
- ・ 藤田医科大病院

8 「小児救急医療」の体系図に記載されている医療機関名

【県の小児救急中核病院】

病院名	県の小児救急中核病院	
	小児救命 救急センター	PICU 設置病院
第二赤十字病院		○
名市大病院		○
県あいち小児医療センター	○	○

<表題の変更と説明の追加>

—10— 医療法施行規則第1条の14第7項第1号(在宅)に該当する医療機関

10 旧医療法施行規則第1条の14第7項第1号(在宅)に該当する医療機関(※)

※病床過剰地域において、平成30年4月1日改正前の医療法施行規則第1条の14第7項第1号に掲げる場合(居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき)に該当するものとして、医療法第7条第3項及び医療法施行令第3条の3の規定に基づき、平成30年3月31日までに届出により病床を設置した診療所